

日本病院薬剤師会の歴史

胎動期

戦後間もない昭和23年、東京都に病院薬剤師の団体、東京都病院薬剤師協会が誕生した。都内の有力病院の薬局長が集い、病院勤務薬剤師の学術向上と親睦を図る団体として創立されたものである。その当時、強制加入であった日本薬剤師会は占領軍のGHQ命令により解散させられてしまった。全国の薬剤師、当然病院勤務の薬剤師にも拠り所のない空白の歳月があった。その頃、薬事法の改正問題が起こり、「このままの状態では薬事法が制定されると、病院薬剤師は単に医師の代行に過ぎないことになる」との事態に立ち至り、早急に病院薬剤師の団体を設立し対処しなければならないという状況が生じた。これが都病薬設立の背景である。

しかし、当時はまだ会誌もなく、当時の詳細については現在の都病薬にも記録類はほとんど残されておらず、 二次資料によって窺い知るのみである。

昭和27年7月に至り、「東京都病院藥劑師協會たより」第1号が発行され、ようやくその足跡が見えてくる。とはいえ、その会誌第1号はB5判のわずか3頁という、歴史的資料としてはあまりにもささやかなもので、会則や役員の顔ぶれも定かではない。少なくとも、当時の都病薬会長は三楽病院薬局長不破龍登代氏(後の日本病院薬剤師会初代会長)であった。そして、時折、掲載される不破会長の時局解説により、当時の病院薬剤師が抱えていた問題や周辺の事情を垣間見ることができる。

昭和23年

病院薬剤師人員配置基準の経緯

病院薬剤師人員配置基準という古くて新しい問題は、昭和23年10月の医療法施行令制定に始まる。その第19条の3薬剤師の項に「調剤数80又はその端数を増すごとに1」と定められたことにその端を発する。平成10年12月30日、新たな人員配置基準「外来:処方せん75枚に1人、入院:一般病床に入院する患者70名に1人」が施行されるまでの間、50年にわたって病院薬剤師の人員配置基準となっていたのである。そもそも、この「80調剤に薬剤師1人」という基準はどのようにして定められたのであろうか。

堀岡正義氏(元九州大学医学部附属病院薬剤部長・元日病薬理事)は、明治23年に丹羽藤吉郎氏(東京大学医学部附属病院薬局長)が、初めての全国公私立病院薬局長会議を主催した際の議決事項に「平均一時間一人ニテ十処方ヲ調製スルノ比例ヲ以テ調剤員ヲ置クベシ」があり、この決議事項は、1時間に10処方で、1日80処方という基準に、まさに合致すると考察されている。もし、堀岡氏の推察通りであったとすると、明治23年の決議が、昭和23年になって忽然と蘇り、以後今日に至るまで我々病院薬剤師の配置基準となったのである。

昭和24年

米国薬剤師協会使節団の来日

7月、米軍による占領政策の一貫として、薬剤師に関

する問題点を調査するために米国薬剤師協会会長G. L. ジェンキンス氏、専務理事D. E. フランキー氏率いる使節団が来日した。その使節団の報告書には病院薬局に関するものが10項目あったが、そのなかに「病院薬剤師の会合が、周到な計画に基づいて国内各地において定期的に開かれるべきこと」および「日本薬剤師協会の会報の一部分を病院薬局の記事に充てるか、または病院薬剤師自らが刊行物を発行すべき事」等、日病薬の設立の必要性が勧告されていた。

これらの勧告については、当時のGHQのサムズ准将より「日本側においてこれらの勧告書を綿密に検討し、この国に適用して益ありと思われるものについては、これを実行に移すことを希望する」と厚生省に通達されている。これらのことも日病薬誕生への大きなきっかけとなったものと思われる。

□昭和27年 📰

職階制問題

当時、国立病院勤務薬剤師の身分は確立されていなかったようで、一般行政職か医療職かという、薬剤師の職階の所属および給与体系が大きな問題として取り上げられている。病院薬剤師の間でも、当然医療職に属すべきであるという意見と行政職のほうがいいのではないかという意見があった。行政職がいいという理由は「医師と一緒では、必ず医師に付随する立場しかとれない。行政職にしておけば事務局長と同格あるいは上にできる、という考えがあったのではないか」ということであった。

まだ全国病院薬剤師を代表する日病薬は誕生していない時代であり、病院に勤務する薬剤師の地位や待遇がどのようなものであるか、その実態調査のために全国に病院薬剤師の団体を設立する必要に迫られ、各都道府県に対し病薬の設置を呼びかけた。

また、都病薬不破龍登代会長は、日薬役員と帯同して 人事院、厚生省に陳情を繰り返した。その努力の結果、 ようやく人事院では薬剤師を医療職の職階に入れること を認めたという。医療法第1条に医療の担い手として薬 剤師も明記されるに至った21世紀の現在から振り返ると 信じがたい話ではある。

昭和28年

全国病院薬剤師協会連絡会議で設立を決議

4月6~9日、東京大学構内で第6回日本薬学大会が 開催された。その薬学大会のプログラムの1つとして、 全国薬剤部長会議(現在の病院薬局協議会の前身)が9 日に開催されている。参加者は1,800名。その全員が病院 薬剤師であり、当時としては驚くべき参加数といえる。

それに先立つ4月6日正午より、東大構内の好仁会において全国病院薬剤師協会連絡会議が開催されている。 出席者は、北海道1、栃木県5、東京都19、千葉県4、神奈川県5、新潟県2、石川県2、静岡県1、岐阜県1、愛知県3、京都府3、兵庫県5、大阪府8、岡山県3、徳島県1、愛媛県1、福岡県5、長崎県2、熊本県2、以上合計73名と記録されている。会長は都病薬不破龍登 代会長で、日薬の下に病薬を発展させること、地方薬剤 師協会のなかに病院部会を設置させること等が協議され たことが記録されている。また、人事院に対して、国家 公務員薬剤師待遇改善を要望するにしても、都病薬の立 場では、東京都知事を介して人事院総裁に上申するとい う手続きを経なければならないという状況から、直接人 事院等と折衝できるように全国病院薬剤師を代表する組 織として日病薬を設立する必要性が論議され、ここに日 病薬誕生の胎動が感じられるのである。

昭和29年

医薬分業法成立

5月、国会本会議において、紆余曲折を経て医薬分業法が附帯決議とともに可決され成立している。附帯決議には、(1)医薬分業の実施に伴う適正な医療体系及びそれが国民の医療費負担、社会保険経済に及ぼす影響、その他医薬分業の実施に関する諸条件を検討し、その結果を9月中に国会に報告すること、(2)医薬分業の実施によって国民に対する医療内容の向上及び保健福祉の増進に寄与すべき諸条件の整備に努むべきこと、と記されている。また、6月1日には医療審議会設置法案が可決され成立している。この2つの法案成立は、当時、70年に及ぶ薬剤師の歴史に新たな時代が到来したと位置づけられている。その新たな時代の幕開けに臨み、病院薬剤師は、今後病院薬局は如何にあるべきか、を大きな課題として担うことになった。

日病薬誕生

昭和30年

日本病院薬剤師連合協会設立総会開催

4月6日、東京神田駿河台・山の上ホテルにおいて日本病院薬剤師連合協会設立総会が開催され、満場一致で設立が可決され、初代会長として不破龍登代氏(三楽病院薬局長)を選出した。不破会長は「本会は我が国における病院勤務薬剤師に緊急事態が発生した時に活動し得る態勢を整えておくこと、また我々は日本薬剤師協会の構成員でもあり、日薬と切り離して一組織とするという野心は毛頭ない、従って日薬の理事会に日本病院薬剤師連合協会を設立したことを報告し、理解を求めたところもちろん異議なく承認された。今後、会の浮沈は役員ば

かりの責任ではなく、むしろ会員諸賢の熱意にある」と 挨拶している。

設立当時の会則(定款)および役員は次の通り、会員数は3,789名、会費20円(当時のたばこピース1箱と同額)であった。

かくして日病薬の前身日本病院薬剤師協会は誕生した。 しかし、その会則第1条には「本会は日本病院薬剤師協 会と云い日本薬剤師協会に属する」と謳われている通り、 日病薬は日薬に属する団体として創立されている。本会 が完全に独立した団体としてその地位を確立するのは、 さらにその後16年を経て、昭和46年7月、社団法人日本 病院薬剤師会として認可される日を待たねばならないの である。